

令和4年12月12日

請願・陳情文書表

厚生常任委員会

福祉子どもみらい局関係請願

請願番号	45-1	受理年月日	4.12.5
------	------	-------	--------

件名	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
請願者	紹介議員

※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。

1 請願の要旨

(1) ゆきとどいた教育の実現と私費負担軽減のため、県の教育予算を大幅に増やしてください。

- ①正規教員を大幅に採用し、少人数学級の実現と教職員の未配置問題を解消してください。
- ②県立高校の教育活動費を、現行の2倍以上にしてください。
- ③県立のインクルーシブ教育実践推進高校の教育条件を改善充実してください。
- ④少人数学級の実現に向けて、学校規模の拡大につながる県立高校の統廃合をやめてください。
- ⑤県立高校の一学年9クラス、10クラスの過大規模を8クラス以下の適正規模に戻してください。
- ⑥過大規模化の解消のため、県立特別支援学校を増設してください。
- ⑦県立学校の耐震工事・老朽校舎の改修工事を計画的に早急に行ってください。

(2) 教育の無償化、保護者負担軽減をすすめてください。

- ①教育の無償化前進のため、小学校・中学校での教育活動に不可欠な教材費・給食費や、県立高校の図書費や教育振興費など学校納付金を軽減してください。
- ②高校生への給付制奨学金の創設・拡充など、奨学金制度をさらに充実してください。
- ③私立の学校および幼稚園に通う子ども・保護者のために、学費負担を軽減するとともに、私学助成をさらに充実してください。
- ④県外の私立高校へ通学している生徒にも学費補助を行ってください。
- ⑤全県一学区のため高額になっている県立高校生の通学費補助を検討してください。
- ⑥フリースクールなどに通う不登校の子どもたち一人ひとりに、十分な学びのための予算を措置してください。
- ⑦県立高校で保護者負担となっている端末を公費で購入し、生徒に無償で貸与してください。

(3) 新型コロナウイルス感染から子どもたちのいのちと健康を守るとともに学ぶ権利を保障するため、教育条件の整備・改善を全力ですすめてください。

- ①感染拡大でもフィジカルディスタンスを確保しつつ授業ができるように、県内の公立の小学校・中学校・高等学校の20人以下学級をめざし、少人数学級を実現してください。
- ②県内の公立学校での感染予防のため、引き続き消毒作業の人員を十分に確保してください。

2 請願の理由

今、全国的に教員不足が深刻になっていて、産休・育休の代替の教員でさえ確保が困難になっています。

神奈川では4月の新学期開始時、小学校の21%の学校が該当し、全国最悪の状態です（文科省調べ）。

5月1日時点でも、全国で1,591校2,065人の未配置が継続されています。

そんな中、神奈川県教委も、県議会で、5月1日時点で、県内公立小中学校（政令市を除く）で、114人の教員が不足していたことを明らかにしました。内訳は小学校76人・中学校38人（前年度比較58%増）主因は産休・育休に入る教員の代替者の臨任職員の確保が困難になっていて、非常勤講師を充ててしのいでいる状況になっています。

全学年での少人数学級の早期実現と正規教職員の大幅採用で教員不足を解消することが、コロナ感染防止と、横浜市の小学校で昨年度30%も増えたいじめの克服をともにかなえる要求です。

全国47都道府県の中で、三密状態を少しでも解消しようと43都道府県・14政令市は人を雇つて少人数学級を実施しています。県も3つの政令市も国の基準のままなのは神奈川だけです。そのため、神奈川県内の学校現場では、新型コロナウイルス感染が広がるたびに、すべての教育活動が不十分にならざるを得ません。正規職員を法令通り採用して、少人数学級を実現する事こそが、三密を避け、教員の未配置を解消する決め手です。

すべての子どもたちにゆきとどいた教育を実現するため、全国的に広がってきている少人数学級（コロナ感染防止のためには30人以下学級）の全学年での実現、「私学助成の拡充」、「希望者数に応じた公立高校入学定員の確保」、「障害児教育の充実」など、教育条件を抜本的に改善させるため、教育予算を増やし、保護者の学費負担を少しでも減らし、学校施設・設備の改修など、請願項目がすみやかに実現されるよう請願します。

請願番号	47-1	受理年月日	4.12.5
------	------	-------	--------

件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める請願
請願者	紹介議員

※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。

井坂新哉 大山奈々子 上野たつや

請願趣旨

神奈川県の特別支援学校では全国の動向と同様に入学を希望する児童生徒数が増加し学校過密化が進んでいます。この現状を踏まえ「特別支援学校の設置基準」が2021年9月に策定されました。設置基準では児童生徒数に応じた基準面積が定められました。このことから学校規模に応じた適正な児童生徒数等を算定することができます。しかし、この面積の中には、例えば高等部の職業教育に必要な作業教室が想定されておらず、学習活動に必要な面積が確保されていないため、特別支援学校の教育課程の実態に合っていません。神奈川県では過大規模過密化対策を盛り込んだ、「かながわ特別支援教育推進指針」が策定されました。児童生徒数の将来推計により、設置基準に基づき、2つの学校の新設などが必要とされました。この早期実現を望みつつ、既存学校の過密解消と学習環境改善のためにはさらなる学びの場の保障が必要と考えます。特別支援学校設置基準にある図書室さえも確保されていない学校がすくなくありません。

また指針には「居住地に近い学校の整備」が記述されています。学習環境が不十分な「校舎」や「分教室」ではなく、義務制学校に併置された形での小規模な特別支援学校の設置など、早期に実施できる施策の実現を望みます。

教員配置について、今教職員不足が全国的問題になっています。教師の働き方の問題、そして年度途中の代替者の未配置問題があります。教職員を希望する人たちの減少が問題となっています。この解消のためには抜本的な教職員の勤務条件・待遇、教職員増による業務軽減等の改善が必要と考えます。教職員配置を充足するための抜本的な施策を求めます。

障害者福祉施設においては、コロナ感染対策のもとで臨時の施設閉鎖による利用者の人数変動、物価高騰による経営資金難、人員確保不足などがあり、安定経営のため、財政支援が必要です。

私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と地域における社会福祉基盤の充実を進めるため、以下の項目が速やかに実現されることを請願します。

請願項目

- 現在、過密状態となっている特別支援学校について、教育活動に必要な特別教室の確保を前提とした上で、児童生徒数に応じた適正な校舎面積を確保できるようにするために、居住地に近い新たな学校建設を早期に進めてください。
- 医療的ケアが必要な児童生徒の通学保障のため、より安全な送迎が可能である福祉車両利用の予算を拡大してください。
- 教職員不足を解消するための抜本的な施策を講じてください。また、障害のある児童生徒の教育的ニーズに基づく多様な学びの場を保障し、継続的な支援が保障される正規教職員の配置を、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で確保してください。
- 放課後等デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。

請願番号	48	受理年月日	4.12.5
件名	教育費の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	井坂新哉君 嶋ちか子 大山奈々子 上野たつや		
<p>1 請願趣旨</p> <p>年収700万円未満世帯まで私立高校生の授業料平均額が補助される神奈川県の授業料補助額は今年度12,000円増の456,000円に増額されました。さらに新規に多子家庭（15歳以上23歳未満の子ども3人以上）の家庭には年収800万円未満の世帯まで上記の456,000円補助の制度（その上は910万円未満世帯まで193,200円補助）が実現しました。生徒一人当たりの経常費補助額も国・県とも増額されました。県民の願いである学費負担の公私間格差のは正が一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。</p> <p>しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設費などの負担額が年間約27万円残されています。また近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現した東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設費等を合わせた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、神奈川県の制度は見劣りしています。</p> <p>また、増額された経常費補助は、国の増額分を県の増額分が下回り、国基準額に達しない神奈川県の額は、国基準とさらに差が開きました。その全国順位は、神奈川県の近年の努力に関わらず、高校は47都道府県中43位、中学校では45都道府県中45位、小学校は36都道府県中で32位と、全国最下位水準です。この低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、まだ道半ばです。</p> <p>私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴ある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。こうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成をいつそう拡充していくことは県政における最重要課題です。</p> <p>以上のことから、次の事項について請願いたします。</p> <p>2 請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 私立学校への経常費補助を国基準と同等にしてください。 2) 施設設備助成を行ってください。 3) 神奈川県高等学校等生徒学費補助金を拡充してください。 4) 県独自の、私立中学校への学費補助制度を創設してください。 5) 「学級規模の改善」と「専任教職員増」を可能にする特別補助制度を創設してください。 6) 私立幼稚園への私学助成について <ol style="list-style-type: none"> ①私立幼稚園への経常費補助を増額してください。 ②私立幼稚園が行う特別支援教育に対しての助成を充実させてください。 ③教職員の勤務条件を改善するための助成を増額してください。 			

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	29	付議年月日	2. 2. 20
件 名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
1 陳情の要旨	<p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨憺たる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求ることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査 (2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査 (3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査 (4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査 		
2 陳情の理由	<p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となつたことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めていました。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>		

陳情番号	33	付議年月日	2.2.21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		

【陳情趣旨】

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみに適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。

【陳情項目】

国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。

陳情番号	34	付議年月日	2.2.21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		

【陳情趣旨】

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることができ、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。

【陳情項目】

国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。

陳情番号	59	付議年月日	2.12.2
件名	重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		

陳情の趣旨

重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。

重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせて日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。

県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。

しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないとの背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウィルスの感染拡大が介護従事者的人材不足に拍車をかけています。

私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。

そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。

つきましては、以下の事項を陳情いたします。

陳情項目

希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。

陳情番号	73	付議年月日	3.6.2
件名	神奈川県知事の辞職を求める決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県知事である黒岩祐治氏の国家賠償法を無視した賠償責任拒否行為は、介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。従って、県民の負託に応えられない黒岩祐治氏は知事職にふさわしくない。よって、県議会に黒岩祐治氏の辞職を勧告する決議をするよう陳情する。</p>			
<p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほど余りに酷いもので在った為、^{ひど}^{ため}医療法人社団則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。</p> <p style="text-align: center;">告訴状</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月9日</p> <p>横浜地方検察庁 檢察官 殿</p> <p style="text-align: right;">〒249-0005 神奈川県逗子市桜山4-1-20 告訴人 医療法人社団則天会 代表者理事長 田宮秀次郎</p> <p style="text-align: right;">〒231-0588 横浜市中区日本大通1 告訴人 黒岩祐治 同所 告訴人 水町友治 同所 告訴人 岡田計一 同所 告訴人 佐久間剛 同所 告訴人 廣瀬剛彦 同所 告訴人 高橋良治 同所 告訴人 今井雅裕 同所 告訴人 榊枝伸和 同所 告訴人 市村勇作</p> <p>上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当すると思料致しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致します。</p>			

第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榎枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、被告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行い、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行わせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。(以下略)

ところが、神奈川県知事は医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したのにもかかわらず、原状復帰に努めるどころか新たな行政処分を執行した。この日本国憲法第17条を無視した賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。また、地方自治の本旨である住民自治を蔑ろにするものである。よって、神奈川県の名誉を著しく毀損した黒岩祐治氏に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	80	付議年月日	3.9.16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		

1 陳情の要旨

昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。

また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生の蓋然性が高まっている。

しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。

よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。

2 陳情の理由

医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。

しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県の施策である「医療と介護及びN P O（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。

これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。

この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。

それだけでなく、国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。

* * *

《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》

令和3年3月9日（火）

総務課介護保険指導室

4ページ5行目より

特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者に行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	81	付議年月日	3.9.16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		

1 陳情の要旨

昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。

また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生の蓋然性が高まっている。

しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。

よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。

2 陳情の理由

医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。

しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県の施策である「医療と介護及びN P O（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。

これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。

この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。

それだけでなく、国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行については、下記のように、国から問題提起されているほど酷いものである。

* * *

《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》

令和3年3月9日（火）

総務課介護保険指導室

4ページ5行目より

特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者に行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

* * *

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	113	付議年月日	4.5.17
件名	女性トイレの維持及びその安心安全の確保について国に意見書を出すことを求める陳情		
付議委員会		陳情者	

陳情の趣旨

労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないよう所管の厚生労働省に申し入れること

公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国（内閣府）に申し入れることを求め、陳情いたします。

陳情の理由

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女児や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

陳情番号	116-1	付議年月日	4. 6. 22
件名	教育現場への感染症対策緩和について周知を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p><u>2020年から続く感染症対策は、子ども達へ身体的にも精神的にも大きな影響を与えていました。現在マスク着用の不要な場面ではマスクを外すようにとの文科省からの通知が出たにもかかわらず現場では教師も子どももまだ外せていないことがほとんどです。熱中症の危険が増す今時期、健康被害がこれ以上拡がらないよう感染症対策についての正しい知識を今一度教育現場に広報頂くことを求めます。</u></p> <p>2 陳情の理由</p> <p>2年以上の長きにわたり、教師や親から、または地域の方からの大人的指導が入ることで、外したくても自分の意志を貫くことができない子どもは多く、特に思春期の学生は今更顔全体を見せるのが恥ずかしいといった特有の感情が生まれてもいます。子どもたちの重症化リスクは低いこと、高齢者などリスクの高い人はワクチンを接種しているという現状の中、今だ、身体的距離の確保、マスク着用、手指の消毒などの対策は続いている。社会生活の基礎を身体で感じ学ぶ学生時代にあって、人の表情が乏しく会話もない集団生活は身体的にも精神発達にも多大なる悪影響を及ぼします。特にマスクは十分な酸素が脳に届かず頭痛や集中力の低下から学力低下への影響も懸念されます。習慣化してしまったこうした状況を早急に改善するためには、行政からの積極的な発信が必要不可欠です。今後も厚生労働省や文部科学省の方針に基づき、その時々に即した感染症対策について、教育現場への周知をお願いします。</p>			

陳情番号	124	付議年月日	4.9.21			
件名	どんな障がいがあっても安心して豊かに暮らせる地域共生社会づくりについて陳情					
付議委員会		陳情者				
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					
1 陳情の要旨						
(1) 地域共生社会の考え方						
<p>「施設から地域へ」は国の方針でもあり、今後の県施策の方向として大切ですが、「施設か地域か」という二項対立ではなく、地域でどのように暮らすかが基本です。地域の中に、グループホーム、入所施設、一人暮らしの場など、多様な暮らしに場があり、それを一人ひとりのライフサイクルに沿って使い分けることが出来る社会が望れます。入所施設で暮らしたいと希望する人の意思も尊重されるべきであり、「地域生活移行」は入所者にとって豊かな暮らしを支える諸条件が整った結果としての選択肢の一つであり、強いられるものではありません。国連勧告が出ましたが、今の日本の現状では、地域福祉を支えるセーフティーネットの拠点としての入所施設は必要です。</p>						
(2) 地域の暮らしを支えるサービス拡充						
<p>○「将来展望検討委員会」報告書(以下、「報告書」)でいう「地域で障がい者が安心して生き生きと生活できること、「家族だけに過重な負担が課せられない」ことという、「施設から地域へ」の二つの前提条件はまだ十分に確保されていないのが神奈川県の現段階です。例えば、グループホームが「強度行動障がい」がある人たちを受け入れるには、支援者の増員や専門性の育成、ハード面の整備が欠かせません。重度訪問介護は事業者も少なく、県外の事業者に委ねられる場合もあります。神奈川県は、市町村だけに任せず、県単独を含めた施策展開と十分な予算を確保して、公的責任をきちんと果たして下さい。また、そうした人たちの受け入れに必要な障がい福祉サービス報酬制度の改善を引き続き国に強く要請してください。</p>						
<p>○報告書では、地域での暮らし・日中活動・就労の場、文化スポーツといった余暇などについての実状が具体的に示されていません。特に県立施設の入所者を始め、重度の障がいがある人の地域生活移行を進めるにあたっては、県下のグループホームの運営(利用者の属性や利用状況、夜間を含めた職員配置や資格等、離職状況、事故及び事故防止体制、サービスの質の向上等)について、その現状を把握して課題を明らかにする実態調査を是非とも県として行ってください。そのうえで県及び市町村が取り組むべき施策を実施してください。</p>						
<p>○6月に神奈川新聞に連載された「やまゆり事件は問う」では、同紙の調査で、地域生活移行が進まない理由として「家族の84%が施設入所を望んでいる」を挙げていますが、家族等への啓発については「地域生活で本人に何を享受してもらうのか」という、利用者にとっての地域生活移行の目的が支援者間で共通認識されていないのではないか、と指摘しています。したがって、県はグループホームでの生活の実情やそのメリットについて、分かりやすく説明する啓発資料やDVDの作成等を通じて、当事者やご家族等がもっと理解し易くなるようにしてください。</p>						

○県は2010年の「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」で市町村の地域生活移行に関する取組みを促進してきた経過がありますが、報告書を機に移行をさらに進めるのであれば、10年以上経過した大綱の到達度を客観的に評価して必要な見直しを行い、市町村への実効性のある支援体制を整備してください。

(3) 入所施設の役割

県立施設の221人(2021年3月末)を始め、入所施設には数多くの待機者がいる現状で、報告書にいう「入所施設の役割の縮小、転換」、「緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化」、「実質的な昼夜分離」等が、本当に県内の切実なニーズや地域サービスの現実を反映したもののかどうか、関係諸団体や市町村の意見をさらに聞きながら、慎重に施策を検討してください。

高齢になった時、医療的ケアが必要になった時には入所施設が再選択の場になることもあります。入所しても地域サービスを使い続けることができるような制度の再設計も必要です。今の入所施設の暮らしそのものをより豊かにする改善も必要です。例えば、民間施設団体からは、その人の人生で必要に応じた選び直しが出来るような「通過も含めた循環型」の「地域拠点ホーム」を目指すべきであり、それは福祉専門職養成の場としても不可欠だという提案も出ています。

(4) 「強度行動障がい」がある人の支援

「強度行動障がい」がある人については、環境因子だけでなく、個人因子にも着目したきめ細かな支援が基本であることが関係者の一致した見解です。また、身体拘束に頼らない支援の実現には、報告書にいう「暮らし方」の見直しだけでなく、夜間であってもマンツーマン対応が可能な支援者の増員や職員の専門的育成が不可欠です。状態が不安定になってしまった場合にはマンツーマンでも支援が困難なのです。また、人材育成には、各事業者のこれまでの実践の成果を持ち寄り、支援方法のさらなる向上を図る「オール神奈川」の研修の仕組みづくりが望まれます。

(5) 県立施設の役割と存続

○「民間移譲も視野に入れ」、「福祉に関する先進的な研究や人材育成」に今後の役割を限定して検討するという報告書の方針は是非とも今一度見直して下さい。団体ヒアリングでは、圏域ごとに県立でなければ担えないニーズへの要望や期待が数多く出されていました。県立施設には県の実践報告会等で発信してきたノウハウ(過去11年間での県立施設の報告は全275件中71件)もあります。報告書で提起されているように、県立施設もグループホームや日中活動の場を設置し、地域生活移行を実証的に進めたり、ノウハウを他の施設に提供するといった、民間施設と連携した新たな役割や機能を担うことが求められていると考えます。

○県立施設入所者のグループホーム移行について、県では令和元年度から県単の補助事業を始めましたが、職員加配の実績は、令和元年度で2件、令和2年度では3件に過ぎませんでした。この補助制度を同入所者のグループホーム受入れのインセンティブになるよう、より充実させる必要があります。

(6) 県立中井やまゆり園の支援改善

虐待の根絶と不適切な支援見直しは当然の責務であり、指摘された諸問題を早急に是正していくことを強く願うところです。第三者から指摘を受けないと気付かない点も多々あります。しかし、個々の職員の努力だけでは解決できない背景(県立施設のあり方に関する従来の県施策や人事異動制度など)があることも看過せずに、改善を進めることをお願いします。

調査はこれからも継続されますが、一連の調査を受けた現場の職員は疲弊し、メンタル不全も引き起こされていると聞いています。虐待調査は制裁のためではなく、再発防止のためのものであり、支援内容を改善しようとする職員の意欲を阻害することのないようにしてください。また、この問題を(5)の課題に短絡的に結び付けることなく、健康医療局所管を含めて、各県立施設の今後のあり方を建設的に検討してください。

(7) 報告書要約版の作成

「将来展望検討委員会」報告書は膨大であり、一般県民が読み切れるものではありません。県の施策につながる提言部分をまとめた要約版を作成して、当事者を含め広く県民に周知してください。

2 陳情の理由

2022年3月29日に「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書」が出されました。この報告書は、「20年後の神奈川の障がい福祉のあるべき姿」を示した今後の県行政を左右するものであり、当事者、ご家族、支援関係者を始め、多くの県民の理解を得ることが重要です。しかし、154ページに及ぶ膨大な分量なので、県民が十分に読み込んで、その内容を理解しているとは言えない状況だと思います。

また、「いわゆるバックキャストの考え方で、中長期的な視点から」議論されてきたものであり、重要な論点や提言も少なくありませんが、神奈川県の障がい福祉施策を反省的に振り返り、県内の実状、特に地域福祉現場の実態、様々な要求や願い、具体的問題点や課題を十分に調査し、分析した上での議論になり切れていた面が残されていると考えております。

私たちは、2021年2月22日に『神奈川県立障がい福祉施設「あり方検討」の継続と、関連する「県障がい福祉計画」の拡充について』を陳情させていただき、今年7月県議会でも「継続」となっていますが、求めていた「第三回目のあり方検討会議」に相当する「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が今年3月で一旦終了し、報告書が出されたことを受けて、内容を改め再度今回の陳情を提出させていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

陳情番号	125	付議年月日	4. 10. 14			
件 名	介護保険制度の改善を求める陳情					
付 議 委 員 会		陳 情 者				
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					
<p>【陳情趣旨】</p> <p>県民(市民)のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。</p> <p>介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっております。家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させております。</p> <p>政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。</p> <p>2022年2月から新たな介護従事者の待遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネ、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、待遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。</p> <p>コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p>						
<p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること 						

陳情番号	130	付議年月日	4. 11. 25
件 名	「重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書」の提出を求める陳情		
付 議 委 員 会		陳 情 者	
厚生常任委員会		※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	

1 陳情の趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の脅威の中、あらためて医療提供体制の確立、医療関係法・制度の改正の重要性が明らかになっています。とりわけ、障害者にとって「健康に生きる」ことの願いが、コロナ禍を通して、これまで以上にその切実さが増したといえます。

現在、障害者医療をめぐっては、国の不十分な制度を補う形で、自治体での重度心身障害者医療費助成制度が実施されています。この制度は、1960年代に自治体独自施策として実施され、いまではすべての自治体で実施され、障害者にとってではなくてはならない制度となっています。

しかし本来、障害者医療は国の制度として実施されるべきものです。にもかかわらず、国に代わって実施している自治体に対し、窓口無料化（現物給付）は医療機関に受診する患者が増えて医療費が増大化するとして、ペナルティー制度（国民健康保険制度に対する国庫負担を減額する措置）の制裁を加えており、のこと自体、本末転倒といえます。

新型コロナウイルス感染における最大の教訓は、医療提供体制の確立と医療関係法・制度の改正であり、この機に重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求めるとりくみにご理解ご支援をいただき、意見書を議会で採択していただきますよう陳情致します。

2 陳情事項

- 一 障害者医療費無料制度を国の制度として創設すること。その際、精神障害者・難病などを含む全ての障害者を対象にするとともに、通院・入院ともに適用すること。
- 二 重度心身障害者医療費助成制度に対する国のペナルティー制度を全廃すること。
- 三 当面、自治体が実施する重度心身障害者医療費助成制度に対し、国の財政支援をおこなうこと。

健 康 医 療 局 關 係 陳 情

陳情番号	87	付議年月日	3.10.29
件名	ワクチン接種による差別禁止条例の制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>1 神奈川県においてワクチン接種による差別禁止条例を制定すること。 2 神奈川県においてワクチン接種による差別をなくすため差別行為の無いよう指導、取締り、広報を徹底すること。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>現在行われているワクチン接種は任意ではある。しかし小集団の中では同調圧力及び雇用主と従業員、先輩と後輩、主要取引先と下請け等力の圧倒的不均衡によって、ワクチンの非接種者が意に反する理不尽な職場の異動、大会やイベントの不参加、接種をしない理由の説明を求められるなどプライバシーがまもれない等不利益を被る可能性がある。</p> <p>例 職場において何度もワクチン接種をしたかを確認され非接種のままでいたら自分だけ毎年行っている出張を理由の説明なく外された。 部活の大会にワクチン接種をした部員ばかり選ばれ、非接種者は選ばれなかった。ワクチン接種者は練習にあまり出ていなくても選ばれていた。</p> <p>また、これから先接種証明、ワクチンパスポート等の出現により非接種者に対して職場を解雇、契約の更新を拒否される、行動制限、就職における不利、サービスの低下、度重なる接種証明取得の負担などが出てくる恐れがある。</p> <p>既にある例 横浜市ワクチン接種キャンペーン 新型コロナワクチン2回接種した方に特典を提供するキャンペーン ワクチン接種者が得をするキャンペーン。非接種者が損をするわけでは無いが接種者と非接種者の違いに根拠がなく、漠然と接種者が良、非接種者が悪、または接種者が優、非接種者が劣というイメージの刷り込みとなり差別となる。またこのような差別に慣れさせ市民を差別に鈍感にしてしまう。 横浜市はこのような差別を止めるよう指導する立場にありながらキャンペーンを行っているのは甚だ遺憾である。すぐに中止するようにすべき。または非接種者も同じ扱いにするべきである。</p> <p>このように個人の選択が尊重されなかつたり意にそわぬワクチン接種をしなければならない状況に追い込まれる可能性がある。</p> <p>これらのこととは個人が自分の身体に何を入れるか、自分がどのような医療行為を望むかを自分で決める自己決定権が侵され差別を受けるため憲法13条の幸福追求権や憲法14条の法の下の平等に反する。</p> <p>このようなことを防ぐために「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」一、二があるが充分ではなく神奈川県としてこの付帯決議が生かせる条例が必要と考える。</p>			

陳情番号	93	付議年月日	3. 11. 11			
件 名	コロナリ患者・コロナリ患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定についての陳情					
付 議 委 員 会		陳 情 者				
厚 生 常 任 委 員 会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					
陳情項目						
コロナリ患者・コロナリ患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例を制定する事を求めます。						
陳情の理由・経緯等						
<ul style="list-style-type: none"> コロナ騒動が始まって以来、多くの産業や人々が経済的に苦境に追い込まれている。又コロナリ患者、コロナリ患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・マスク未着用者等に対するひぼう中傷・差別・いじめが横行し、本来誰もが持つ基本的人権が脅かされているのは誠に遺憾です。この状況を打破し、神奈川県及び県に存在する事業者・県民らが、人権を大切に守り合う意志・決意を形にする為にも、人権差別禁止条例を制定する事を要望致します。 2月に施行された新型コロナ対応の改正特別措置法が、差別対策は国と自治体の責務と規定。元東京都職員の佐々木信夫・中央大名誉教授・(行政学)が、コロナワクチン未接種者に対する差別の件でインタビューを共同通信社から電話で受けた内容は次の通りです。 「地方自治体が条例で未接種者への差別を禁止することは、より強い周知を図り、単なる広報活動より意義があるといえる。国に比べて地方自治体の方が問題に迅速に対応できる上、国の法律より地域に伝わりやすいという利点もある。罰則がない分、拘束力は弱まるが、問題行動が発覚した際に、条例違反を根拠に訴訟を起こす事ができる。高知県などに追随する自治体が今後出てくる可能性はある。」(京都新聞10月4日、24面の関連記事にも同じ内容で掲載されている内容より抜粋。)なお佐々木信夫先生より、この件について直接私が電話で確認済みです。 						
武蔵野美術大の志田陽子教授(憲法)は「自肃警察に象徴されるように日本では同調圧力が働きやすく、その背景にある社会の不安を和らげるには政府や自治体がその都度『やってはいけない』と言ったり、情報提供を行ったりすることが重要だ」と指摘。法律や条例に禁止事項を明記しておけば、問題行為だと指摘しやすくなり、有効性が高まると強調しました。						
なお尚、既に8県が未接種差別禁止条例を制定しています。						
<ul style="list-style-type: none"> 「何人もコロナリ患者・コロナリ患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・又はマスク未着用であることを理由に、差別的取り扱い・ひぼう中傷・いじめ・名誉・信用の毀損、人権の侵害そのほかの権利を侵害する行為(解雇・退学・減給・休学・修学旅行参加不認・対面授業不認等)をしてはならない」という内容の条例制定を要望致します。 						

陳情番号	94	付議年月日	3. 11. 12			
件 名	「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出する事の陳情					
付 議 委 員 会		陳 情 者				
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					
陳情項目						
「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出して頂きたいので、神奈川県議会に陳情致します。						
陳情の理由・経緯等						
法務省は「STOP！コロナ差別 —差別をなくし正しい理解を— キャンペーン」を実施しているにもかかわらず、コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・左遷させられる・あるいは介護施設を追い出される・学校を退学勧告・休学・対面授業を受けさせない事象が多発しています。						
今後は、コロナワクチンを接種しないという理由により、解雇、減給、配置転換・介護施設から追い出す・退学・休学・対面授業の禁止・就職あっせんの中止等の全ての差別的な措置は、全て無効になるという法令・施策を国において制定する様、神奈川県議会より意見書を提出して頂きたく、陳情致します。						
学校において接種証明書や陰性証明書がないと対面授業に出席できない、会社や事業所において、接種証明書や陰性証明書がないと入社や就業が認められないという扱いを全て無効にする法令を制定する様、神奈川県議会から国に意見書を出していただきたいです。						
コロナワクチン未接種者であることを理由に、解雇・退学・介護施設からの強制退去等の人権侵害を受けたと報告された職場や学校・介護施設に対し、差別をしない様に、国が県とも連携をとり、人権問題の観点から指導するということを実施して頂く様、求めます。						
国が、県とも連携をとり、定期的に各学校・事業所等をくまなく見回りをしていただきたいです。具体的には、コロナワクチン未接種者に対する解雇や減給・休業・左遷・退学等の差別をしていないか調査して、発覚した場合は、即座に差別を撤回させる事を盛り込んだ法令・法律を制定頂きたいです。						
コロナワクチン未接種者であることを理由に差別されることの全てを無効にし、全ての日本国民の基本的人権を、いかなる時でも国が徹底して守る法律・法令を制定する様、国に意見書を提出して頂けますよう陳情致します。						

陳情番号	108	付議年月日	4.2.21
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークより保護されている動物の所有権についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』より動物虐待及び、動物愛護管理法違反にて他団体に避難保護された動物の返還要求差止を実施していただきたい</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』</p> <p>2021年1月28日</p> <p>動物虐待及び、動物愛護管理法違反により刑事告発される</p> <p>2021年9月7日</p> <p>警察による家宅捜査</p> <p>捜査継続中であるにもかかわらず虐待していた動物の返還を求めています。</p> <p>オンライン署名では7000人以上の所有権放棄、返還の差し止めを求めています。</p> <p>SNSでは虐待されている犬達の様子が拡散されています。</p> <p>同時に現在の保護下の様子も見ることができ環境による行動の違いには驚かされるばかりです。</p> <p>科学的にも暴力が動物のしつけに与える悪影響が立証されており、世論としても体罰は必要ない方向に進んでおります。</p> <p>動物福祉を考え、殺処分ゼロとする神奈川県とは逆の行動であると考えます。</p> <p>愛護保護活動家以外の県民として信頼できる県政であるためにも、この件は見逃さず現在保護されている動物達に目を向け『今後も虐待を公言する団体』に戻すことがない様陳情いたします。</p>			

陳情番号	115	付議年月日	4. 6. 20
件 名	「動物取扱業者の選任 環境省令第六号 第九条法第二十二条第一項の変更」についての意見書提出を求める陳情		
付 議 委 員 会		陳 情 者	
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
1 陳情の要旨	令和2年に改正された上記変更を2年以前のものに戻す意見書を国に提出して下さい。		
2 陳情の理由	上記項目が下記のように変更になりました。下線の部分が新しく加えられた箇所です。		
1) 種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、 <u>當もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する教育機関を卒業していること</u> （学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期過程を修了していることを含む。）			
2) <u>當もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、<u>公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、當もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。</u></u>			
この変更によってどのような弊害ができるか。			
1) 弊社の本部はオーストラリアです。私はオーストラリアのバークバスターズでトレーニングを2002年に受けてそのメソッドを日本に持ち帰り、日本で2003年より活動をしております。上記1)の日本の法に基づいた教育機関を卒業していないため、今まで認可されていた動物取扱業の許可がおりなければ廃業に追い込まれます。			
2) 弊社のメソッドはどの学校、どのトレーナーとも全く違うやり方をしているので上記2)の客観的な試験によって知識や技術があるとの証明ができません。			
3) 2003年に活動を始めてから日本で3千余の問題行動犬をお利口にしてきています（世界では150万匹）。その中の多くが「バークバスターズがダメならこの犬を処分します」「バークバスターズが5人目のトレーナーです」「もう17歳なので他のトレーナーにことごとく断られ			

ました」の理由から弊社を訪れて下さいました。そのワンちゃんたちはみんなお利口になって、今は幸せな生活が送っています。この変更によって弊社がなくなると、ひどい問題行動犬（噛む、ひどくほえる）は対処ができなく処分されます。1歳以上のワンちゃんのトレーニングができる方はあまりいないため、1歳以上の問題行動があるワンちゃんは飼い主さんがずっと苦労するだけではなく、ご近所とのトラブルに発展してしまいます。

- 4) 処分されるワンちゃんの数があまり減っていません。その中の多くが問題行動があるからとの理由で飼い主からの引き取りがほとんどを占めています。保護された犬に新しい飼い主を探すことは大事ですが、飼い主がワンちゃんを捨ててしまわないように問題行動をなくすことに重点をおくのが一番の近道なのです。問題行動犬が川上から流れでてきます。それを川下で一生懸命に救っても、これからもずっと流れ続けます。これを止めなければいけません。それが私たちにはできます。

どうか、弊社が存続できますようにご助力くださいますようお願い申し上げます。

陳情番号	120	付議年月日	4. 6. 22
件名	動物虐待行為者への行政権限の行使についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨 神奈川県行政は環境省・動物虐待等に関する対応ガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄に積極的に働きかけることと、行政権限を直ちに行使することを有権者として強く求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 神奈川県内において、第二種動物取扱業の届け出をしている動物愛護団体が動物愛護管理法第44条違反虐待の容疑で刑事告発・受理をされ、神奈川県警が家宅捜査に入り100頭を超える犬猫が押収され、現在検察官へ送致されています。 事件番号：令和4年検第1569号、1570号 神奈川県動物センターは、現に動物虐待が行われている事実を動画で確認をしています。 環境省・動物虐待に関する対応ガイドライン（以下「ガイドライン」とします）において、違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、捜査機関等の対応が継続中であることを理由に行政処分を留保することは不適当としています。 ガイドラインにおいては、違反行為に対して公訴が提起されているにも関わらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないことは、法の趣旨に反するとしています（ガイドライン70頁）。 ガイドラインにおいては、動物が虐待者により飼養されていた場合、行為者が所有権を放棄するよう積極的に働きかけている（ガイドライン70頁）。 ガイドラインにおいて、動物虐待事案の発生を未然に防止することは行政の重要な役割としています（ガイドライン21頁等）。神奈川県動物愛護センターにおいては、法により、動物虐待を未然に防ぐ権限が与えられています。 神奈川県動物愛護センターは、当該団体代表者が動物への暴行を「しつけ」と正当化した段階で、暴行自体は自認していることや、虐待行為、虐待者、場所等を特定できる動画で事實を確認しながら書面による勧告、命令等を行っていないとすれば、ガイドラインが危惧した動物愛護法の趣旨に反した結果が生じる蓋然性が、現時点においても高いことになります。神奈川県行政はガイドラインに基づき動物虐待行為者へ動物の所有権放棄を積極的に働きかけ、直ちに行政権限の行使を求めます。 			

陳情番号	133	付議年月日	4.12.1
件名	日本人の死者数増加に対する調査を国に求める意見書の提出に関する陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		

1 陳情の要旨

日本人の死者数増加に対する調査を国に求める意見書の提出を陳情します。

日本人の死者数が増えている原因を調べて、市民、県民、国民に知らせてほしい。

2 陳情の理由

当月を含む過去1年間の死亡者数が令和3年から毎月増えています。

厚労省の人口動態統計による死者数は、

令和2年8月に111,591人が、令和4年8月に135,649人となるなど、月単位で増加しており、

令和元年9月から令和2年8月までの1年間で1,376,074人が、

令和3年9月から令和4年8月までの1年間で1,523,749人となるなど、

年単位でも増加しています。実に147,675人も増加しています。

日本人の命を守りたいから。よろしくお願ひいたします。

兩局共管陳情

陳情番号	105	付議年月日	3.12.3
件名	障害者福祉の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>我が国は2014年2月、障害者権利条約の締約国となりました。この条約の根本には、現在、最も人権が守られていない障害者の権利の確立を通じて、全ての人たちの人権が保障される社会を実現するという理念があります。</p> <p>障害のある人たちの医療と暮らしを保障し、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのためにも、障害者権利条約に沿った障害者施策の改善・拡充は欠かせません。</p> <p>県は、「精神障害にも対応する地域包括ケアシステム」の構築推進事業については、平成30年度から取り組み、保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、そこで共有、検討された地域の実情や課題を踏まえたうえで、国要綱で示された事業内容を推進するとしています。その事業内容のメニューの中でもとりわけ、住まいの場の確保、人材養成、ピアソポーターの活用、アウトリーチ支援、普及啓発は、精神障害者の包括的・重層的な地域生活支援に不可欠な事業です。</p> <p>つきましては、障害者福祉の充実に向けて以下の事項を陳情いたします。</p>			
<p>陳情項目</p> <p>1 入所施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立の入所施設など一部の入所施設に強度行動障害の障害者が多数入所しています。県内のどの入所施設でも入所できるようにしてください。 ○すべての入所施設への補助金を抜本的に増やし、職員の賃金を上げ、職員体制を充実してください。 ○強度行動障害の障害者が多数入所している入所施設では、その支援は管理的にならざるを得ず、虐待のリスクは民間・公務を問わずあります。各施設の模範となる県立施設を育てることで、県としての水準を担保する役割を、県は手放さず、県立施設をなくさないでください。 <p>2 コロナ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍において、障害者が通所・入所する施設や障害者が働く事業所、障害児の学ぶ学校の職員に対するPCR検査は感染拡大を防止するうえでとても有効な手段です。上記の職員に対してPCR検査を定期的に行ってください。 ○感染した場合に重症化が懸念されるため、PCR検査の対象にぜひ利用者、生徒を加えてください。 <p>3 精神障害に対する地域包括ケアシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議の場の設置の進捗状況を明らかにし、事業内容の各メニューの具体的な実施目標と達成計画を明らかにしてください。 			

陳情番号	126	付議年月日	4. 10. 14
件 名	医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める陳情		
付 議 委 員 会		陳 情 者	
厚生常任委員会		※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	

【陳情趣旨】

新型コロナの感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにしましたが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではありませんでした。22春闘の処遇改善事業に関わる医労連加盟組織の回答を見ても（7月13日現在回答数207組織）、基本給に反映した回答は看護職関係で1組合、介護職関係で12組合のみであり、政府が宣言した賃上げには全くつながっていません。さらに、「職場に分断を持ち込む」あるいは「10月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出されました。

政府が実施した看護師の賃上げ補助事業に関して、10月以降の診療報酬上の評価について、中医協が8月10日に答申を出しました。今回の診療報酬上の評価では賃上げ3%相当の月額1万2千円を盛り込んだことは一定評価できるがその一方で、今回の賃上げ対象についても非常に限定的であり、就労看護師約166万人のうち61万人余りと4割にも満たない対象者の割合であり、対象医療施設で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2,720施設、わずかに1.5%程度しか対象になりません。多種多様な専門職種によるチームワークを最も重視される医療職場で、前回同様に一部の対象者に絞り込む内容を繰り返せば、医療職場に差別と分断を持ちこみ、かえって混乱を広げることは間違ひありません。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

- 1) 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
- 2) 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
- 3) 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

陳情番号	127	付議年月日	4. 10. 14			
件 名	安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情					
付 議 委 員 会		陳 情 者				
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。					
<p>【陳情趣旨】</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、O E C D平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。</p> <p>毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけけるよう陳情いたします。</p>						
<p>【陳情項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。 2) 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。 2 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。 3 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。 3) 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。 4) 患者・利用者の負担を軽減すること。 						